

名取西地域包括支援センター 重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要支援認定者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、適切な介護予防支援又は第1号介護予防支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①利用者が要支援状態等になった場合において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者及び家族の選択に基づき総合的かつ効率的に保健サービス、医療サービス、福祉サービスが提供されるように配慮します。
- ③常に利用者の立場に立って、サービスが公平、中立に行われるように配慮します。

2 事業所の概要

事業所名	1 事業所名	名取西地域包括支援センター
	2 所在地	〒981-1241 宮城県名取市高館熊野堂字岩口下1-2
	3 指定介護予防支援事業者番号	0400700050
	4 サービス提供する地域	名取市高館、ゆりが丘、相互台、那智が丘、みどり台地区
職員体制	所長(認知症地域支援推進員を兼務)	1名
	主任介護支援専門員	1名
	社会福祉士	1名
	保健師	1名
	介護予防支援担当	1名
	事務員	1名
営業日 及び 営業時間	営業日	月曜日から金曜日
	営業時間	8時30分から17時15分まで
	休業日	土～日曜日、祝日、及び12/29～1/3

3 利用料及びその他の費用

介護予防支援、介護予防ケアマネジメント計画作成報酬	介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。 *ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合、1ヶ月についてのサービス提供証明書を発行いたします。 *サービス提供証明書を後日市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。
その他	解約手数料は無料です。

4 サービスの提供方法・内容

① 提供方法

当センター職員、又は業務委託を行う指定居宅介護支援事業所の職員が担当します。

② 提供内容

利用契約書に定めます。

5 苦情申し立ての受付

当事業に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口で行っておりますので、遠慮なく申し出願います。

名取西地域包括支援センター

宮城県名取市高館熊野堂字岩口下1-2

連絡先 電話 022-386-7225

6 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 当センター職員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 感染症の予防及びまん延防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、当センター職員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- ③ 当センター職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について当センター職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備をしています。
- ③ 当センター職員に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ サービス提供中に、当センター職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。